# コーポレート・ガバナンス報告書

2025年2月17日

株式会社テクノスマイル

代表取締役会長兼社長 馬見塚 讓

問合せ先:経営企画室 092-433-5822

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念である「心こめ、よい人材と、ものことづくり。」を実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための基盤として、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。そのために、公正で透明性の高い経営を実践するための仕組みづくりを行うとともに、経営環境の変化に迅速に対応し、果断な意思決定ができる組織体制を構築するなどのコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社あけぼの	136, 600	34. 29
株式会社アウトソーシング	74, 000	18. 57
馬見塚 讓	37,000	9. 29
山下文明	28, 300	7. 10
三井屋工業株式会社	16, 500	4. 14
宮 井 竜 仁	14, 600	3. 66
朽 木 佐和子	14,600	3. 66
山 内 則 明	9,600	2. 41
丹 藤 潔	6,800	1.71
阿 部 健 哉	6,000	1.51

支配株主名	
親会社名	
親会社の上場取引所	

# 補足説明

## 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4.	支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5.	その他コー	-ポレー	١.	・ガバナン	スに重要な	影響を与	えう	る特別な事	事情
----	-------	------	----	-------	-------	------	----	-------	----

- Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役(監査等委員以外) 8名以内
	取締役(監査等委員) 5名以内
定款上の取締役の任期	取締役(監査等委員以外) 1年
	取締役(監査等委員) 2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	取締役(監査等委員以外) 3名
	取締役(監査等委員) 3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

## 会社との関係(1)

	氏名	属性	会社との関係(※1)										
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑山	清明	他の会社の出身者								Δ			
目下	健太	公認会計士											
一條	典子	弁護士											

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先 (d、e 及び f のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

## 会社との関係(2)

会任との関係(2)			
氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	役員		
桑山 清明	0	同氏は、当社と取引関係に	同氏は、長年にわたり
		ある中央発條株式会社グル	中央発條株式会社及
		ープにおいて経営者であり	び同社子会社の経営
		ましたが、2019年6月にそ	に携わった豊富な経
		の地位から離れておりま	験、幅広い見識と同社
		す。当社は中央発條株式会	常勤監査役の経験に
		社グループに対し人材派遣	基づき、独立かつ中立
		等のサービスを提供してい	な立場から客観的に
		ますが、直近事業年度にお	監査していただくこ
		ける取引額が、当社グルー	とを期待し、社外取締
		プの年間連結売上高の	役 (監査等委員) に選
		0.3%未満であることから、	任しております。ま
		同氏の独立性に影響を及ぼ	た、「上場管理等に関
		すおそれはないと判断して	するガイドラインⅢ
		おります。	5.(3)」に規定する独

	1	<u> </u>	
			立性基準のいずれに
			も該当がないこと及
			び当社の定める「社外
			取締役の独立性に関
			する判断基準」を満た
			していることから、独
			立性を有すると判断
			いたしました。
日下 健太	0		同氏は、公認会計士と
			しての長年の経営を
			通じて培われた企業
			会計に関する高い見
			識に基づき、独立かつ
			中立な立場から客観
			的に監査していただ
			くことを期待し、社外
			取締役(監査等委員)
			に選任しております。
			また、「上場管理等に
			関するガイドライン
			Ⅲ5.(3)」に規定する
			独立性基準のいずれ
			にも該当がないこと
			及び当社の定める「社
			外取締役の独立性に
			関する判断基準」を満
			たしていることから、
			独立性を有すると判
			断いたしました。
一條 典子	0		同氏は、弁護士として
			の専門的見識と豊富
			な経験に基づき、独立
			かつ中立な立場から
			客観的に監査してい
			ただくことを期待し、
			社外取締役(監査等委
			員)に選任しておりま
t	1		

	す。また、「上場管理
	等に関するガイドラ
	インⅢ5.(3)」に規定
	する独立性基準のい
	ずれにも該当がない
	こと及び当社の定め
	る「社外取締役の独立
	性に関する判断基準」
	を満たしていること
	から、独立性を有する
	と判断いたしました。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	委員長
	(名)	(名)	(名)	(名)	(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び	+>1
使用人の有無	<i>ي</i> د د د د د د د د د د د د د د د د د د د

当該取締役及び使用丿	、の業務執行取締役かり	らの独立性に関す	る事項

# 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて 定期的又は逐次協議し、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査等委員が会計監査人 の往査に立ち合い、その結果を監査等委員会に報告しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の	あり
委員会の有無	<i>ω</i> 9

## 任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

	委員会の名称			指名・報酬	諮問委員会	
全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社内有識者	その他	委員長
(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(議長)
3	0	1	2	0	0	社内取締役

## 報酬委員会に相当する任意の委員会

	委員会の名称			指名・報酬	諮問委員会	
全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社内有識者	その他	委員長
(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(議長)
3	0	1	2	0	0	社内取締役

## 補足説明

取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役のすべてを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

の実施状況		役へのインセンティブ付与に関する施策 施出況	ストックオプション制度の導入
-------	--	---------------------------	----------------

## 該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、新株予約権を無償で付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------

#### 該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株主総会決議に基づき、当社 の社内取締役及び従業員並びに子会社の取締役に新株予約権を付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

事業報告において、支給した取締役の人数と報酬総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

#### 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役の役位・職責、企業業績、他社水準等を総合的に勘案のうえ支給額を決定しております。

(2) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役の報酬は、月額の固定金銭報酬としております。

- (3) 個人別報酬の内容の決定方法
- a 監査等委員でない取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内において代表取締役社長が作成した各報酬案を、委員の過半数が社外役員で構成される指名・報酬諮問委員会にて審議のうえ取締役会で決定しております。
- b 監査等委員である取締役の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、常勤・非常勤を区分のうえ、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内において監査等委員の協議により決定しております。
- (4) 株主総会の決議内容

取締役の報酬等の総額の限度額は、2021年6月29日開催の株主総会にて、監査等委員でない取締役は年額110百万円、監査等委員である取締役は年額20百万円でそれぞれ決定されております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の重要会議については、十分な審議をいただくために資料の事前配付を行っております。 また、社外取締役のサポートは経営企画室において行っております。

# 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち監査等委員である取締役が3名)で構成され、うち3名が社外取締役であります。社外取締役の豊富な経験をもとにした有益な意見や外部からの視点による率直な指摘をいただくことで経営の公正性を高めております。また、定款の規定及び取締役会の決議に基づき、重要な業務執行の決定を代表取締役に委任することで、取締役会の監督機能強化と業務執行における迅速な意思決定を可能にする体制としております。なお、取締役会は、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。

#### (2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名は常勤監査等委員であり、監査等委員3名全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定した監査方針と監査計画に基づき、取締役会等の 重要な会議への出席、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役及び使用人等からの報告の聴取などに より、内部監査室や会計監査人と連携しつつ、監査等委員でない取締役の業務執行について監視・監 督を行っております。なお、監査等委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて随時開 催いたします。

#### (3) 任意の「指名・報酬諮問委員会」

当社は、取締役の候補者案及び報酬案を審議する委員会として、取締役会の下に任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会は、委員長として代表取締役社長、委員として独立社外取締役2名の合計3名で構成、委員の過半数を社外取締役にすることで、客観性・透明性を強化しています。

#### (4) 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用することで、監督機能と業務執行機能を明確にするとともに、取締役会の監督機能強化と執行役員による迅速な意思決定、機動的な業務執行を可能にする体制としております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は、11 名(うち取締役との兼任は3名)で、任期は1年となっております。

#### (5) 経営会議

経営会議は、執行役員で構成され、原則として月1回の定例経営会議を開催するほか必要に応じて 臨時経営会議を開催し、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議、 決定いたします。

#### (6) 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は専任1名であります。内部監査室 長は、社内の主要な会議体に出席し、業務執行の適法性について監視し、検証しております。また、 監査等委員会及び会計監査人と連携しながら、当社全体を対象に定期的な実地監査及び書類監査を 実施しております。監査対象部門から知り得た情報は、代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立 てるとともに、関係者にフィードバックのうえ是正を求めるなど、業務の適正性の確保に努めております。

#### (7) その他委員会

コンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、執行役員及び必要に応じて各組織の長で構成し、常勤の監査等委員及び内部監査室長がオブザーバーで参加しております。コンプライアンス委員会は原則として月1回、リスク管理委員会は原則として四半期に1回開催するほか必要に応じて臨時でも開催しております。

#### (8) 責任限定契約

当社と非業務執行取締役等は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 423 条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法 第 425 条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、変化の激しい経営環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社を採用することで、監督機能と業務執行機能を分離、明確にするとともに、取締役会における監督機能のより一層の強化と、執行役員による迅速な意思決定、機動的な業務執行が行える現体制が最適であると考えております。

### Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

## 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明	
株主総会招集通知	株主が株主総会議案の検討を十分に行えるよう、株主総会招集通知の早期発送	
の早期発送	(開催日の2週間前より前) に努めてまいります。	
集中日を回避した	多くの株主にご出席いただけますよう、他社の株主総会が集中すると見込まれ	
株主総会の設定	る日を避けた開催日の設定に留意してまいります。	
電磁的方法による	今後検討すべき課題であると認識しております。	
議決権の行使		
議決権電子行使プ	今後検討すべき課題であると認識しております。	
ラットフォームへ		
の参加その他機関		
投資家の議決権行		
使環境向上に向け		
た取組み		
招集通知(要約)の	上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。	
英文での提供		

## 2. IR に関する活動状況

	補足説明		
ディスクロージャ	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載する予定であります。		
ーポリシーの作成・			
公表			
IR 資料をホームペ	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会の招集通知、発行者情報等		
ージ掲載	を当社ホームページに掲載する予定であります。		
IR に関する部署(担	経営企画室をIR担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達		
当者)の設置	と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めてまいり		
	ます。		

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステ	
	ークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。	

#### Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次の内容を決議しております。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- a 「基本理念」と「企業行動規範」を、取締役が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとる ための行動規範とします。
- b 取締役会、経営会議が意思決定を行い、相互牽制機能を持たせます。
- c 社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および問題 点の把握に努めます。
- d 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備・運用し、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
- a 法令および文書管理規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存します。
- b 取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険に関する規程その他の体制
- a リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。
- b リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。
- c 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適

切かつ迅速に対処するものとします。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 経営の監督と執行を分離し、取締役会が独立した客観的な立場から、当社及び当社子会社の業 務執行に対する経営監督機能を担います。
- b 業務執行機能を担う執行役員の責任の所在を明確にした上で業務執行に係る決定を原則として 代表取締役社長に委任します。
- c 取締役会規程、経営会議規程、執行役員規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の 職務及び権限、責任の明確化を図ります。
- d 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a 「企業理念」と「企業行動指針」を、使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとる ための行動規範とします。その徹底を図るため経営管理部が全社を横断的に統括することとし、同 部を中心に教育等を行います。
- b 内部監査室は、それぞれの管理部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
- c 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営します。
- (6) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社は、当社子会社に対する担当部署を明確にし、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を行います。
- b 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。
- c 内部監査室は、当社および当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告 します。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a 監査等委員会からの要請に応じ、必要に応じて専属のスタッフを配属し、監査業務を補助する ものとします。
- b 専属スタッフの人事考課及び人事異動については、監査等委員会の事前同意を得ます。
- c 専属スタッフは、監査等委員会の指示に従うものとし、監査等委員でない取締役又は他の使用 人等の指揮命令は及ばないものとします。
- (8) 当社の監査等委員でない取締役、使用人等及び当社子会社の取締役、監査役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- a 当社の監査等委員でない取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を 及ぼすおそれのある事実を発見した時は、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとします。
- b 当社の監査等委員でない取締役、使用人等及び当社子会社の取締役、監査役、使用人等は、定期 的又は随時監査等委員会に対し業務報告するものとします。

- c 監査等委員会が、当社子会社の業務執行について報告を求めたときは、当社子会社の取締役、監査役、使用人等又は当社子会社から報告を受けた当社の監査等委員でない取締役、使用人等は、監査等委員会に速やかに報告するものとします。
- d 監査等委員会に報告した者に対して、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底します。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員が重要な全社会議体に出席できる体制を整えます。
- b 監査等委員が重要書類を閲覧できる体制を整えます。
- c 監査等委員会、内部監査室、会計監査人との連携を図ります。
- d 監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える公認会計士、コンサルタント等外部アドバイザーを任用するなど、必要な監査費用を認めるものとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することとしております。

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- a 社内規程の規程整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、 反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

b 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

- c 反社会的勢力排除の対応方法
- (a) 新規取引先·株主·役職員

原則として、民間の調査機関から情報を取得して反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開示時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

(b) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、全件を対象として、調査・確認を実施しております。

(c) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d 外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、「公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター」へ加盟、外部 講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門 機関との連携を構築しております。

## e 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

## f 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

#### V. その他

# 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし	
---------	----	--

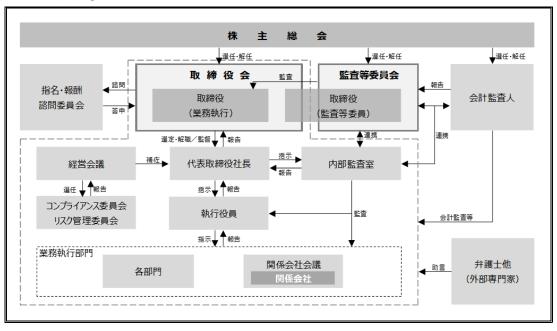
## 該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策は導入しておりません。また、今後においても導入する予定はありません。

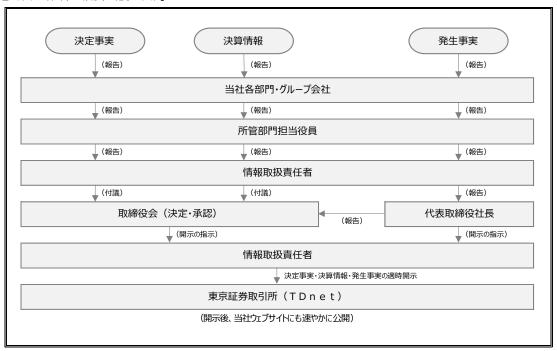
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

## 【模式図(参考資料)】



# 【適時開示体制の概要(模式図)】



以上